証券コード　6224
2024年５月13日
（電子提供措置の開始日2024年５月2日）

株　主　各　位

大阪市西区阿波座二丁目１番１号
株 式 会 社 ＪＲＣ
代表取締役社長　浜口　稔

第33期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第33期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　　当社ウェブサイト
　　https://www.jrcnet.co.jp/ir/
　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
　　東京証券取引所ウェブサイト
　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

　なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2024年５月27日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

[インターネットによる議決権行使の場合]
**　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。**
**　インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいますようお願い申し上げます。**

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬　具

記

1．日　　時　**2024年５月28日（火曜日）午前10時（受付開始　午前9時）**

2．場　　所　**大阪府大阪市浪速区湊町一丁目２番３号**
ホテルモントレ　グラスミア大阪23階　「パティオ リッチモンド」
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項

1．第33期（2023年３月１日から2024年２月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第33期（2023年３月１日から2024年２月29日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以　上

▌議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。
電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日　時　2024年5月28日(火曜日) 午前10時【受付開始：午前９時】

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2024年5月27日(月曜日) 午後６時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

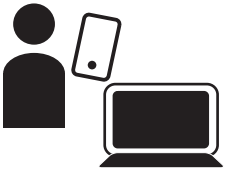

スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限　2024年5月27日(月曜日) 午後６時00分行使分まで

●書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
　また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
●インターネットに関する費用(接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。
●インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

❶ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

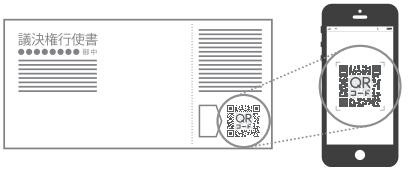

❷ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

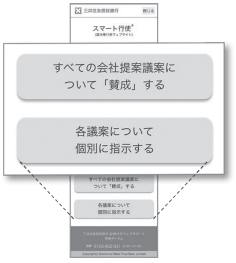

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://www.web54.net**

❶ 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

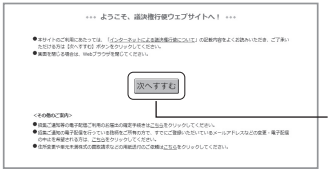

❷ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

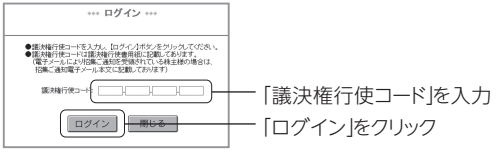

❸ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。

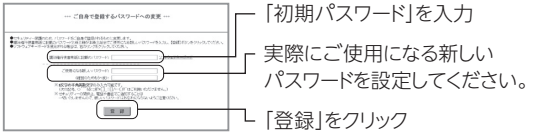

❹ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考え、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定した配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、１株につき21円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
　　金銭

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき21円
　　配当総額　２５４,６９８,５００円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2024年５月２９日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 浜口（はまぐち）　稔（みのる） （1964年12月11日）	1987年４月　浜口鉄工株式会社入社 1991年４月　当社入社 1996年５月　当社取締役 2000年５月　瀋陽皆愛喜輸送設備有限公司総経理 2005年４月　当社常務取締役 2006年５月　蘇州皆愛喜輸送設備有限公司董事 2007年７月　瀋陽皆愛喜輸送設備有限公司董事長 2011年４月　当社取締役副社長 2011年６月　東邦機械工業株式会社（現株式会社東邦大信）取締役 2012年11月　瀋陽皆愛喜輸送設備有限公司董事 2014年５月　当社代表取締役社長（現任） 2016年６月　商栄機材株式会社（現JRC C&M株式会社）代表取締役社長（現任） 2017年９月　吉艾希商事（瀋陽）貿易有限公司執行董事（現任） 2018年１月　株式会社大成代表取締役社長（現任） 2023年４月　当社ロボットＳＩ事業本部長（現任）	2,020,000株

【取締役候補者とした理由】

取締役候補者である浜口稔氏は、代表取締役社長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行ってきました。また、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	再任 ますざき しんや 増崎 信也 (1970年1月11日)	1992年４月　芦森工業株式会社入社 1994年７月　東洋炭素株式会社入社 2005年２月　当社入社 2011年６月　東邦機械工業株式会社（現株式会社東邦大信）監査役 2014年４月　当社執行役員総務部長 2016年６月　商栄機材株式会社（現JRC C&M株式会社）監査役（現任） 2018年１月　株式会社大成取締役 2019年４月　当社執行役員管理本部長 2021年５月　当社取締役 2021年５月　株式会社大成監査役（現任） 2024年３月　当社取締役経営管理本部財務経理部長（現任）	50,520株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者である増崎信也氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、当社グループの財務・経理・税務戦略を推進してきました。これらの実績と豊富な経験をもとに適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
3	新任 さとう よしただ 佐藤 嘉宰 (1972年6月2日)	1994年１月　当社入社 2010年３月　当社営業副本部長 2013年４月　当社営業本部長 2014年４月　当社執行役員営業本部長 2016年６月　商栄機材株式会社（現JRC C＆M株式会社）取締役 2016年10月　商栄機材株式会社（現JRC C＆M株式会社）取締役副社長 2020年４月　当社執行役員製造本部長（現任） 2020年４月　JRCC＆M株式会社取締役（現任）	51,480株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者である佐藤嘉宰氏は、営業・製造の要職及びグループ会社のJRC C&M株式会社副社長を歴任し、豊富な知識･経験を有しています。当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	新任 江副 義昭 (えぞえ よしあき) (1972年6月3日)	1996年４月　当社入社 2013年４月　当社営業本部副部長 2014年４月　当社執行役員営業副本部長兼ソリューション推進部長 2016年６月　商栄機材株式会社（現JRC C＆M株式会社）取締役 2017年４月　当社執行役員営業本部長兼ソリューション推進部長 2023年４月　当社執行役員営業統括責任者兼海外営業本部長（現任）	51,300株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者である江副義昭氏は、営業の要職を歴任し、コンベヤ事業の市場と現場に対する豊富な知識・経験を有しています。当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。			
5	新任 常川 陽介 (つねかわ ようすけ) (1986年6月12日)	2010年２月　新日本有限責任監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人) 2013年10月　公認会計士登録 2015年４月　デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 2017年12月　インテグラル株式会社入社 2019年４月　当社へ出向　執行役員ＩＰＯ推進室長 2021年３月　当社へ出向　執行役員ロボットＳＩ事業本部長 2023年４月　当社へ出向　執行役員ロボットＳＩ事業副本部長 2024年１月　インテグラル株式会社　ディレクター 2024年４月　当社入社　執行役員経営管理本部長　CFO兼CSO兼戦略投資部部長（現任）	0株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者である常川陽介氏は、公認会計士の資格を有し、且つ経営管理全般に関する豊富な知識･経験を有しています。当社においてもIPO推進室長、ロボットＳＩ事業における要職を歴任し、成長戦略を推進しました。当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	再任 社外 独立 おき　の　きみ　ひで 沖　野　公　秀 (1968年7月11日)	1992年４月　ボストンコンサルティンググループ入所 2002年５月　トランスコスモス株式会社入社常務執行役員 2013年５月　サンフロンティア不動産株式会社入社 2014年６月　エムスリー株式会社入社 2014年10月　エムスリーマーケティング株式会社代表取締役社長 2017年１月　株式会社ポピンズ執行役員 2017年10月　個人事業主としてコンサルティング業（現任） 2017年11月　株式会社プランテックコンサルティング取締役シニアパートナー 2018年６月　NABLAS株式会社取締役 2019年２月　株式会社Ollo シニアアドバイザー 2021年５月　当社取締役（現任） 2022年１月　未来ヤタガラス合同会社代表社員（現任） 2023年３月　株式会社Ollo取締役（現任） 2024年４月　株式会社フューチャーシンクス取締役就任（現任）	0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
社外取締役候補者である沖野公秀氏は、経営に関わる幅広い経験や経営ノウハウ、組織のマネジメントについての知見など、今後の成長戦略においての経営全般の助言・提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

（注）１．浜口稔氏の所有株式数は、同人の資産管理会社である株式会社エムワイエフが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
２．沖野公秀氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、取締役候補者沖野公秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
４．沖野公秀氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年になります。
５．当社は、沖野公秀氏との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであります。各候補者が選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。
７．当社は、取締役候補者との間に特別の利害関係に該当する事項はありません。

以　上

事　業　報　告

（2023年３月１日から
2024年２月29日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が５類へ移行されるなど、経済活動の正常化に向けた動きがみられました。海外におきましては、ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源・エネルギー価格の高騰、円安による物価上昇の継続など、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、全ては現場を基本としたリアルから見出し、まだお客様にない視点での課題の「発見」から、不をなくすソリューションを提案し、課題解決によって「発展」へと繋げていくため、企業スローガンとして『発見を、発展へ(Discovery to Development)』を表明しており、全役職員が継続的な成長と持続可能な社会の実現に向けた各種施策に取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、原材料・燃料高騰の影響を受けましたが、前期末に減少に転じた受注が復調したことを追い風に、ソリューション比率の拡大、重点販売製品の適正在庫の見直し・納期短縮などに取り組みました。また引き続き、高騰する原材料の安定調達に注力するとともに、材料比率を意識したコストダウンと経営資源の効率化を進めました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高94億73百万円（前期比5.7％増)、営業利益12億70百万円（前期比1.5％増)、経常利益12億73百万円（前期比0.3％増）となりました。

また、特別損益においては、固定資産売却益などを計上した結果、税金等調整前当期純利益は13億10百万円（前期比3.2％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は８億47百万円(前期比2.0％増）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりでございます。なお、金額にはセグメント間取引が含まれております。

〈コンベヤ事業〉

コンベヤ事業では、更新案件、リプレイス案件が前年同期比を上回るとともに、環境プラント向けソリューションが高水準で推移したことから、売上高は87億56百万円、営業利益は12億85百万円となりました。

〈ロボットＳＩ事業〉

ロボットＳＩ事業では、食品・医薬業界を中心に新規案件を獲得する一方、半導体の供給不足等の影響により製造原価が上昇したことから、売上高は７億44百万円、営業利益は１百万円となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は２億20百万円であります。

（3）資金調達の状況

2023年８月９日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により51百万円、新株予約権の権利行使により、2024年2月末日までに152千株を発行し51百万円の資金調達を行いました。

（4）対処すべき課題

当社グループは、1961年の創業当時から受け継いできた「お客様の課題を解決し、社会に貢献する」という考え方を基に、「発見を、発展へ」を企業スローガンとして掲げ、中長期的な企業価値の向上を目指しております。グループ全体として「売上高・営業利益・営業利益率」、コンベヤ部品事業（セグメント名称は「コンベヤ事業」）では「ソリューション売上高、ソリューション売上高比率」、ロボットＳＩ事業では「受注高、営業利益」それぞれをKPIとして定め、持続的な事業の成長のため、次の経営課題に取り組んでまいります。

① 既存のコンベヤ部品事業の安定成長

当社グループの祖業である、ニッチトップ・リカーリングなコンベヤ部品事業の安定成長を目指すとともに、エンドユーザーの現場に直接足を運び、実際の現場の問題を共有・分析・解決するソリューションビジネスや、環境プラント向けソリューションの拡大に取り組んでまいります。加えて、海外収益基盤の創出を図るため、ASEAN・米国での事業展開を加速してまいります。

② 高成長のロボットＳＩ事業によるさらなる市場獲得

国内製造業において、深刻な人材不足が発生しているなかで、新たな急成長市場として人協業型ロボット分野が拡大していく見通しです。当社グループでは、コンベヤ部品事業で培った自動化ノウハウと、設計段階からの標準化によるコストメリットと高品質を両立させ、今後もさまざまな標準パッケージを開発・横展開することで、急成長市場のさらなる獲得を目指してまいります。

③ M&Aによる周辺領域の拡大及び製販体制の強化

当社グループでは、M&Aを持続的な成長を実現するための重要な戦略の一つとして位置付けております。コンベヤ部品事業では、周辺領域の拡大により、成長著しいメンテナンス事業やソリューション活動の強化に加え、同業企業の買収による、さらなるシェア拡大を狙います。ロボットＳＩ事業では、中小規模のSIerとの資本提携による販売・製造体制の強化、新技術や尖った技術の獲得によるロボットパッケージの拡販・高付加価値化を推進してまいります。また、既存事業の周辺領域に留まらず、成長分野であるAI・DX領域の取り組み強化や、新領域への進出にも挑戦し、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

④　サステナビリティへの取り組みの強化

当社グループの今後の持続的成長を支え、中長期的な企業価値を向上させるために、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、人的資本経営や環境負荷低減、事業活動を通じた社会貢献など、ESGを含めたサステナビリティへの取り組みを強化してまいります。特に人材においては、持続的成長を支える根源であると考えており、次世代を支える経営人材の育成や、専門性の高いプロフェッショナル人材の獲得などに注力してまいります。

（5）重要な企業再編等に関する事項

当社子会社のＪＲＣ　Ｃ＆Ｍ株式会社は、2023年12月28日をもって東陽工業株式会社の全株式を取得し、子会社化したため、連結の範囲に含めております。

（6）企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2021年2月期 第30期	2022年２月期 第31期	2023年２月期 第32期	2024年２月期 (当連結会計年度) 第33期
売上高	－ 千円	8,085,653 千円	8,961,165 千円	9,473,293 千円
経常利益	－ 千円	844,522 千円	1,270,202 千円	1,273,868 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	－ 千円	545,366 千円	830,934 千円	847,458 千円
１株当たり当期純利益	－ 円	43.21 円	65.84 円	67.14 円
総資産	－ 千円	8,931,503 千円	9,962,292 千円	10,055,111 千円
純資産	－ 千円	2,724,725 千円	3,450,084 千円	3,797,347 千円

（注）１．当社では、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第31期及び第32期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。

２．１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。

３．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たりの当期純利益については小数点第３位を四捨五入して表示しております。

４．当社は2023年６月16日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っておりますが、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

（7）重要な子会社の状況（2024年2月29日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ＪＲＣ Ｃ＆Ｍ株式会社	10,000 千円	100.0 %	各種コンベヤの設計・製造・販売・メンテナンス
株 式 会 社 大 成	17,500	100.0	プーリ製造・ゴム加工
東 陽 工 業 株 式 会 社	40,000	100.0	環境プラント関連品の製造販売

（注）東陽工業株式会社は、ＪＲＣ Ｃ＆Ｍ株式会社の完全子会社で、当社の孫会社となります。

（8）主要な事業内容（2024年2月29日現在）

① コンベヤ部品事業
コンベヤ部品の設計・製造・販売及びコンベヤ設備の運用改善・メンテナンス

② ロボットＳＩ事業
ロボットを活用した自動設備などの設計・製造・販売

（9）主要な営業所及び工場（2024年2月29日現在）

① 当社

拠点	名称・所在地
本社	大阪市西区（大阪府）
営業所	大阪営業所（大阪府）、仙台営業所（宮城県）、北関東営業所（埼玉県）、横浜営業所（神奈川県）、東海営業所（愛知県）、岡山営業所（岡山県）、北九州営業所（福岡県）
工場	本社工場（兵庫県）、北海道工場（北海道）、九州工場（鹿児島県）、北関東工場（埼玉県）
物流センター	東部物流センター（埼玉県）、西部物流センター（兵庫県）
ロボットＳＩ事業拠点（ＡＬＦＩＳ）	堺事業所（大阪府）、宇治工場（京都府）、埼玉事業所（埼玉県）

② 重要な子会社

会社名	名称・所在地
ＪＲＣ C&M株式会社	本社工場（兵庫県）
株 式 会 社 大 成	本社工場（福岡県）
東 陽 工 業 株 式 会 社	本社工場（福島県）

（10）従業員の状況（2024年2月29日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
368名	37名増

（注）1．上記従業員数には、臨時従業員11名は含んでおりません。
2．当連結会計年度は企業集団の従業員の状況について作成初年度であるため、前連結会計年度末比増減は参考情報として記載しております。

（11）主要な借入先（2024年2月29日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,316,000 千円
株式会社りそな銀行	658,000
株式会社三井住友銀行	658,000
株式会社商工組合中央金庫	493,500
株式会社大東銀行	372,358
株式会社三菱UFJ銀行	164,500

（12）その他会社の現況に関する重要な事項について（2024年2月29日現在）

当社は、2023年8月9日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2．会社の株式に関する事項（2024年2月29日現在）

（1）発行可能株式の総数　50,000,000株

（2）発行済株式の総数　12,824,860株（うち自己株式696,360株）

（3）株主数　8,098名

（4）大株主（上位10名の株主）

株主名	持株数	持株比率
ＹＳホールディングス株式会社	2,211,200株	18.23%
株式会社エムワイエフ	1,980,000株	16.33%
浜口佳宏	740,000株	6.10%
光通通信株式会社	257,700株	2.12%
浜口芳秋	200,000株	1.65%
林田信弘	200,000株	1.65%
インテグラル株式会社	200,000株	1.65%
BNYM SA/NV FOR BNY M FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	182,981株	1.51%
株式会社日伝	180,100株	1.48%
野村證券株式会社	166,000株	1.37%

（注）1．持株比率は、自己株式（696,360株）を控除して計算しております。
2．当社は、自己株式を696,360株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3．ＹＳホールディングス株式会社は、浜口佳宏氏が株式を保有する資産管理会社であります。
4．株式会社エムワイエフは、当社代表取締役社長である浜口稔氏が株式を保有する資産管理会社であります。

3．新株予約権等に関する事項（2024年2月29日時点）

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第１回Ａ種新株予約権	第１回Ｂ種新株予約権
発行決議日	2020年２月14日	2020年２月14日
新株予約権の数	38,016個	13,249個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　760,320株 （新株予約権１個につき　20株）	普通株式　264,980株 （新株予約権１個につき　20株）
新株予約権の払込金額	－	１個あたり４円
新株予約権の行使価額	１株あたり340円	１株あたり340円
権利行使期間	2022年２月14日～2030年１月31日	2022年２月14日～2030年１月31日
行使の条件	注１、２	注１、３
取締役（社外取締役を除く。）の保有状況	新株予約権の数　1,111個 目的となる株式数　22,220株 保有者数　1名	新株予約権の数　1,737個 目的となる株式数　34,740株 保有者数　1名

名称	第２回Ｂ種新株予約権	第３回Ａ種新株予約権
発行決議日	2022年２月25日	2023年２月27日
新株予約権の数	13,386個	5,050個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　267,720株 （新株予約権１個につき　20株）	普通株式　101,000株 （新株予約権１個につき　20株）
新株予約権の払込金額	１個あたり30円	－
新株予約権の行使価額	１株あたり340円	１株あたり488円
権利行使期間	2024年２月25日～2032年１月31日	2025年２月27日～2033年１月31日
行使の条件	注１、４	注１、２
取締役（社外取締役を除く。）の保有状況	新株予約権の数　7,587個 目的となる株式数　151,740株 保有者数　2名	新株予約権の数　1,200個 目的となる株式数　24,000株 保有者数　1名

名称	第３回Ｂ種新株予約権
発行決議日	2023年２月27日
新株予約権の数	3,129個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　62,580株 （新株予約権１個につき　20株）
新株予約権の払込金額	１個あたり168円
新株予約権の行使価額	１株あたり488円
権利行使期間	2025年２月27日～2033年１月31日
行使の条件	注１、５
取締役（社外取締役を除く。）の保有状況	新株予約権の数　3,129個 目的となる株式数　62,580株 保有者数　1名

（注）1．当社は、2023年５月26日開催の取締役会の決議により、2023年６月16日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を実施しております。これにより、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の払込金額」、「新株予約権の行使価額」は調整後の内容となっております。

2．上記の第１回Ａ種新株予約権及び第３回Ａ種新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の末日までの期間において、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当社普通株式を上場している市場における当社普通株式の株価の終値が本新株予約権の行使価額を下回る価格となった場合には、当該下回る価格となった時点以後、残存する本新株予約権の全てについて、行使することができないものとする。

② 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

（ア）当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に初めて上場された日（以下「本上場日」という。）までの間：ゼロ

（イ）本上場日から起算して６か月後の応当日の前日までの間：ゼロ

（ウ）本上場日から起算して６か月後の応当日から、本上場日から起算して１年後の応当日の前日までの間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の４分の１に相当する数

（エ）本上場日の１年後の応当日から起算して１年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の２分の１に相当する数

（オ）本上場日の２年後の応当日から起算して１年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の４分の３に相当する数

（カ）本上場日の３年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数量の全量

③ 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル３号投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha L.P.（以下「本組合ら」という。）が、ある時点において保有する当社株式の全てを第三者に譲渡する旨の契約が締結された場合（以下「本エグジット」という。）は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全てを行使することができるものとする。

④ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

⑤ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

（ⅰ）新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合

（ⅱ）新株予約権者が、当社若しくは当社の子会社又は関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断した場合

（ⅲ）新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社若しくは当社の子会社又は関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に協業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合

⑥ 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑧ 各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

3. 上記の第１回Ｂ種新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、2021年２月期から2024年２月期にかかる当社の損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額（以下「EBITDA」という。）が、いずれかの期において以下に定める条件を満たした場合、各号に定める割合を上限に本新株予約権を行使することができる（ただし③ないし⑨の条件に従う。）。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて定めるものとする。

（ア）当社単体のEBITDAが1,400百万円を超過した場合：100%

（イ）当社単体のEBITDAが1,200百万円を超過した場合：66%

（ウ）当社単体のEBITDAが1,100百万円を超過した場合：33%

② 上記①の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の末日までの期間において、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当社普通株式を上場している市場における当社普通株式の株価の終値が本新株予約権の行使価額を下回る価格となった場合には、当該下回る価格となった時点以後、残存する本新株予約権の全てについて、行使することができないものとする。

③ 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる（ただし、①の条件を充足している場合に限る。）。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生じる場合には、小数点第１位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(ア) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に初めて上場された日（以下「本上場日」という。）までの間：ゼロ

(イ) 本上場日から起算して６か月後の応当日の前日までの間：ゼロ

(ウ) 本上場日から起算して６か月後の応当日から、本上場日から起算して１年後の応当日の前日までの間：①の条件に従い行使することができる本新株予約権の総数の４分の１に相当する数

(エ) 本上場日の１年後の応当日から起算して１年間：①の条件に従い行使することができる本新株予約権の総数の２分の１に相当する数

(オ) 本上場日の２年後の応当日から起算して１年間：①の条件に従い行使することができる本新株予約権の総数の４分の３に相当する数

(カ) 本上場日の３年後の応当日以降：①の条件に従い行使することができる本新株予約権の総数の全量

④ 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル３号投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha L.P.（以下「本組合ら」という。）が、ある時点において保有する当社株式の全てを第三者に譲渡する旨の契約が締結された場合（以下「本エグジット」という。）は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、その保有する本新株予約権のうち①の条件に従い行使することができる数の本新株予約権を行使することができるものとする。

⑤ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

⑥ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
（ⅰ）新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
（ⅱ）新株予約権者が、当社若しくは当社の子会社又は関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断した場合
（ⅲ）新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社若しくは当社の子会社又は関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に協業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
⑦ 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
⑧ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑨ 各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

4. 上記の第2回Ｂ種新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、2023年２月期から2025年２月期にかかる当社の損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額（以下「EBITDA」という。）が、いずれかの期において1,000百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて定めるものとする。
② 上記①の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の末日までの期間において、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
(a) 340円（ただし、株式分割、株式併合等を行う場合、適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
(b) 340円（ただし、株式分割、株式併合等を行う場合、適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、340円（ただし、株式分割、株式併合等を行う場合、適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が340円（ただし、株式分割、株式併合等を行う場合、適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

③ 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる（ただし、①の条件を充足している場合に限る。）。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(ア) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に初めて上場された日（以下「本上場日」という。）までの間：ゼロ

(イ) 本上場日から起算して６か月後の応当日の前日までの間：ゼロ

(ウ) 本上場日から起算して６か月後の応当日から、本上場日から起算して１年後の応当日の前日までの間：①の条件に従い行使することができる本新株予約権の総数の４分の１に相当する数

(エ) 本上場日の１年後の応当日から起算して１年間：①の条件に従い行使することができる本新株予約権の総数の２分の１に相当する数

(オ) 本上場日の２年後の応当日から起算して１年間：①の条件に従い行使することができる本新株予約権の総数の４分の３に相当する数

(カ) 本上場日の３年後の応当日以降：①の条件に従い行使することができる本新株予約権の総数の全量

④ 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル３号投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha L.P.（以下「本組合ら」という。）が、ある時点において保有する当社株式の全てを第三者に譲渡する旨の契約が締結された場合（以下「本エグジット」という。）は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、その保有する本新株予約権のうち①の条件に従い行使することができる数の本新株予約権を行使することができるものとする。

⑤ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

⑥ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
（ⅰ）新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
（ⅱ）新株予約権者が、当社若しくは当社の子会社又は関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断した場合
（ⅲ）新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社若しくは当社の子会社又は関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に協業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
⑦ 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
⑧ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑨ 各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

5. 上記の第３回Ｂ種新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の末日までの期間において、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当社普通株式を上場している市場における当社普通株式の株価の終値が本新株予約権の行使価額を下回る価格となった場合には、当該下回る価格となった時点以後、残存する本新株予約権の全てについて、行使することができないものとする。
② 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
（ア）当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に初めて上場された日（以下「本上場日」という。）までの間：ゼロ
（イ）本上場日から起算して６か月後の応当日の前日までの間：ゼロ
（ウ）本上場日から起算して６か月後の応当日から、本上場日から起算して１年後の応当日の前日までの間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の４分の１に相当する数
（エ）本上場日の１年後の応当日から起算して１年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の２分の１に相当する数
（オ）本上場日の２年後の応当日から起算して１年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の４分の３に相当する数
（カ）本上場日の３年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数量の全量

③ 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル３号投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha L.P.（以下「本組合ら」という。）が、ある時点において保有する当社株式の全てを第三者に譲渡する旨の契約が締結された場合（以下「本エグジット」という。）は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全てを行使することができるものとする。
④ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。
⑤ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
（ⅰ）新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
（ⅱ）新株予約権者が、当社若しくは当社の子会社又は関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断した場合
（ⅲ）新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社若しくは当社の子会社又は関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に協業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
⑥ 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑧ 各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項（2024年2月29日現在）

（1）取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
浜　口　　稔	代表取締役社長	ＪＲＣ Ｃ&M株式会社 代表取締役社長 株式会社大成 代表取締役社長 吉艾希商事（瀋陽）貿易有限公司 執行董事
増　崎　信　也	取　　締　　役	ＪＲＣ Ｃ&M株式会社 監査役 株式会社大成 監査役
長谷川　聡　子 （職務上の氏名： 二井矢　聡　子）	社　外　取　締　役	インテグラル株式会社 パートナー
後　藤　英　恒	社　外　取　締　役	インテグラル株式会社 パートナー
沖　野　公　秀	社　外　取　締　役	株式会社Ollo取締役 未来ヤタガラス合同会社代表社員
林　田　信　弘	取締役監査等委員（常勤）	
引　地　健　児	社外取締役監査等委員	引地公認会計士事務所代表 ストロングアライアンス合同会社プリンシパル 監査法人ハルク社員
橋　森　有　紀 （職務上の氏名： 幡　野　有　紀）	社外取締役監査等委員	橋森・幡野法律会計事務所設立共同代表

（注）1．当社は、2023年5月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2．取締役のうち、長谷川聡子、後藤英恒、沖野公秀、引地健児及び橋森有紀の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
3．当社は、社外取締役である沖野公秀、引地健児及び橋森有紀の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査等委員引地健児氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等からの情報収集ならびに重要な社内会議での情報共有及び内部監査部門等との十分な連携を行うべく、取締役林田信弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役長谷川聡子、後藤英恒、沖野公秀、引地健児及び橋森有紀の各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当社が全額負担しております。当該保険の被保険者の範囲は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、執行役員、子会社の役員となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであります。

なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。

（4）取締役の報酬等の額

①　取締役の個人別の報酬の決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を、2023年４月１２日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬は中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、各取締役に求められる能力や経験、職責ならびに職務成果や当社グループへの貢献等を踏まえ、世間水準や従業員給与等とのバランスを考慮のうえ、決定することを基本方針とし、基本報酬である金銭報酬のみで構成しております。なお、役員賞与等の業績連動報酬等については、今後の導入について検討いたします。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に従い、支給しており、当社取締役会は、当該内容が上記決定方針に沿うものと判断しております。

なお、当社は、2023年５月26日開催の取締役会において、2023年５月26日より取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬につきましては、この独立社外取締役及び代表取締役からなる指名・報酬委員会へ諮問し、その結果を十分に踏まえて取締役会決議によって決定するものとしております。

② 取締役等の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2022年５月27日開催の第31期定時株主総会において、取締役は年額75,000千円以内、監査役は年額15,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名です。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年５月26日開催の第32期定時株主総会において、年額250,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年５月26日開催の第32期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、2023年５月26日開催の取締役会において、2023年５月26日より取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬につきましては、独立社外取締役及び代表取締役からなる指名・報酬委員会へ諮問し、その結果を十分に踏まえて取締役会によって決定するものとしております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	ストック・オプション	退職慰労金	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	59,592 (3,300)	59,592 (3,300)	—	—	5 (3)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	13,500 (6,300)	13,500 (6,300)	—	—	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	3,300 (900)	3,300 (900)	—	—	3 (2)

（5）社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	長谷川聡子	インテグラル株式会社パートナー	特別の関係はありません。
取締役	後藤英恒	インテグラル株式会社パートナー	特別の関係はありません。
取締役	沖野公秀	株式会社Ollo取締役 未来ヤタガラス合同会社代表社員	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	引地健児	引地公認会計士事務所代表 ストロングアライアンス合同会社プリンシパル 監査法人ハルク社員	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	橋森有紀	橋森・幡野法律会計事務所設立共同代表	特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	長谷川聡子	取締役会　21/21回 (100%)	弁護士資格を有しており、企業法務やコンプライアンスに精通しているほか、上場企業における経営に関わる幅広い経験に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、当社取締役会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。
取締役	後藤英恒	取締役会　21/21回 (100%)	上場企業における経営に関わる幅広い経験や経営ノウハウ、組織のマネジメントについての知見と経験に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、当社取締役会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。

区　分	氏　名	出席状況	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	沖野公秀	取締役会　21/21回 (100%)	経営に関わる幅広い経験や経営ノウハウ、組織のマネジメントについての知見と経験に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、当社取締役会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	引地健児	取締役会　21/21回 (100%) 監査役会　4/4回 (100%) 監査等委員会　14/14回 (100%)	公認会計士資格を有しており、財務・会計に関する専門的な知識及び経験を有していることから、当社の業務執行体制について会計面からの適切な監査・監督と経験に基づき、取締役会・監査等委員会において積極的に発言を行ったほか、当社取締役会・監査等委員会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	橋森有紀	取締役会　17/17回 (100%) 監査等委員会　14/14回 (100%)	弁護士資格を有しており、企業法務やコンプライアンスに精通していることから、当社の業務執行体制について法律的な側面からの監査・監督と経験に基づき、取締役会・監査等委員会において積極的に発言を行ったほか、当社取締役会・監査等委員会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。

(注) 橋森有紀氏につきましては、2023年５月26日の就任後の状況を記載しております。

④　記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,600千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,100千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査法人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、それらの妥当性が確認できたためであります。

（3）非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の執行状況等を勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し、代表取締役社長がその精神を当社の取締役及び使用人に継続的に伝達することにより、法令・定款及び社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを周知徹底します。

・当社は、各々の専門分野を有する監査等委員が、取締役の職務の執行全般に対し多角的に監査することを狙いとして、監査等委員会を設置しております。

・当社は、各部門の所管業務が法令、定款及び社内諸規程に従い適切かつ有効に運営されているか等について監査することを狙いとして、他部門から独立した内部監査部門を設置しております。

・当社は、社内規程を整備し、定期的な教育を行うことで法令・規則の遵守意識を醸成します。

・当社は、職務執行上の内部牽制を有効に機能ならしめるため、主要部門間における部門責任者の兼務を行いません。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理します。

・取締役及び監査等委員は、常時これらを閲覧できるようにしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、企業の持続的発展に重大な影響を及ぼす可能性のある全てのリスクを適時・適切に管理するため、「リスク管理規程」等の社内規程を整備し、組織横断的なリスクの監視・全社対応を行っております。

・また、日常業務に伴う各種のリスクについては、それぞれの部門で対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議し、適切な対策を講じます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社では、年度事業計画及び適時の予算実績管理に基づき、職務執行の効率的な実施を図ります。

・年度事業計画は部門別に策定し、取締役会の決議によりこれを決定します。

・取締役会では、当社業績やプロジェクト個別課題、子会社業績、重要稟議や部門の個別業績を報告し、必要な施策について審議します。

・取締役会は原則として毎月開催するとともに、別途重要審議事項が発生した際は、臨時でも開催します。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社グループでは、子会社の経営について各社の自主性を尊重しつつも、社内規程に則り、「コンプライアンス規程」を遵守させ、リスクの監視及び対応を行い、業務の適正と効率性を確保するための諸規程の整備、システムを構築させます。
・当社は、海外グループ会社が所在国の法令等に基づいて内部統制システムを構築することを指導します。
・前項に基づき、当社グループ会社の取引は、適正に行います。
・当社は、業績報告会等によるグループ会社の職務の執行状況の報告に基づき、それぞれの職務内容に従い、グループ会社が適正で効率的な経営を行うよう指導します。
⑥監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、監査等委員が職務の補助を求めた場合は、内部監査部門の使用人がこれを担当します。
⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
・前号の使用人は、監査等委員の職務の補助をしている期間、監査等委員の指揮命令に従うものとし、他の一切の業務を兼務することができません。
・また、当該使用人に関する当該期間における異動・人事考課等の人事権に係る事項の決定には監査等委員の同意を必要とします。
⑧当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員に報告するための体制
・当社グループの取締役及び使用人は、各々の職責に応じ、取締役会及びその他の意思決定会議に出席し、当社の監査等委員に重要事項の報告を行うものとします。
・当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞なく当社の監査等委員に報告するものとします。
⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社グループでは、当社監査等委員へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いは行いません。また、その旨を当社グループ取締役及び使用人に周知しております。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査等委員がその職務の執行について必要な費用又は債務が発生したときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと証明できる場合を除き、公正妥当な会計の基準に従い当該費用又は債務を処理します。
⑪その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員は、重要な意思決定過程ならびに業務の執行状況等を把握するため、取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人からの説明を求めることとします。
・監査等委員は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査規程に基づく独立的立場による適正な監査を実現するため、会計監査人ならびに内部監査部門と適切な連携を保つものとします。
・監査等委員は、取締役会及び代表取締役と随時意見交換を行うものとします。
⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもちません。
・不当な要求がなされた場合には、所轄警察署ならびに顧問弁護士等と常に連携を保ち、何らかの要求あるいは接触等があった際には、適宜適切かつ毅然と対応します。
・新規契約先に対しては、取引開始時に反社会的勢力との関係が一切ない旨を書面で相互に誓約することを求めるとともに、過去の記事検索及びインターネット検索により反社会的勢力との関係がないことの確認を行い、既存契約先に対しても同様の確認を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①当社は、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定例取締役会を毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。（当年度は定時・臨時合わせて21回開催）また、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の職務執行の状況を監督しております。取締役には企業経営及び経営管理に精通した人材を登用しており、社外取締役（監査等委員含む）は取締役会にて適宜忌憚のない意見を述べており、経営の適切な監督を行い得る体制を確保しております。
②監査等委員は、原則として全員が取締役会に出席しております。その他、各取締役からの聴取、重要な書類の閲覧、内部監査室及び会計監査人との連携により、監査等委員会監査の実効性を確保しております。監査等委員会につきましては原則毎月１回開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。（当年度は定時・臨時合わせて１４回開催）また、四半期ごとに代表取締役社長と監査等委員との意見交換会も開催しております。
③当社は内部監査専任部署として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、全部署ならびに全子会社に対して業務執行の妥

当性やコンプライアンスの遵守状況等について監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果に基づき、被監査部署に対して改善を指示し、内部監査室を通じて、その改善状況をモニタリングすることにより、監査の実効性を確保しております。

④当社は、会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。会計監査人は、監査等委員会及び内部監査室と会合を行い、連携を図っております。

⑤当社は、リスク・コンプライアンス体制の構築及び運用の強化を図るため、当社グループ内で発生しうるリスクの分析や、リスクの未然防止策、発生時の対処方法について協議するとともに、各部署から選任されたリスクに関する責任者への指導を行う、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、原則として半期に１回（３月、９月）ならびに必要に応じてその都度開催し、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について必要な事項を協議しております。(当年度は、２回開催)

⑥当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、大阪府暴力追放推進センターの賛助会員に加入しており、当社の総務・法務課長は開催されたセミナー講演会、不当要求防止責任者講習等に出席しております。

（注）本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,332,272**	**流動負債**	**2,914,029**
現金及び預金	1,452,334	支払手形及び買掛金	1,639,051
受取手形	606,220	短期借入金	182,200
売掛金	1,700,152	1年内返済予定の長期借入金	470,000
電子記録債権	1,163,451	未払法人税等	74,464
商品及び製品	599,969	契約負債	7,382
仕掛品	378,436	賞与引当金	131,989
原材料及び貯蔵品	182,353	その他	408,943
未収還付法人税等	178,539	**固定負債**	**3,343,734**
その他	75,301	長期借入金	3,010,158
貸倒引当金	△4,487	退職給付に係る負債	77,888
固定資産	**3,722,839**	繰延税金負債	60,078
有形固定資産	**2,971,439**	その他	195,609
建物及び構築物	1,003,331	**負債合計**	**6,257,764**
機械装置及び運搬具	353,804	(純資産の部)	
土地	1,552,965	**株主資本**	**3,721,332**
その他	61,337	資本金	131,415
無形固定資産	**151,657**	資本剰余金	51,415
投資その他の資産	**599,742**	利益剰余金	4,236,995
投資有価証券	115,234	自己株式	△698,493
退職給付に係る資産	130,883	**その他の包括利益累計額**	**75,034**
繰延税金資産	51,902	その他有価証券評価差額金	33,915
その他	301,722	退職給付に係る調整累計額	41,119
		新株予約権	**980**
		純資産合計	**3,797,347**
資産合計	**10,055,111**	**負債・純資産合計**	**10,055,111**

連結損益計算書

（2023年3月1日から
2024年2月29日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,473,293**
売上原価		**6,259,998**
売上総利益		**3,213,295**
販売費及び一般管理費		**1,942,403**
営業利益		**1,270,892**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,704	
為替差益	130,814	
スクラップ売却益	24,560	
その他	5,436	164,515
営業外費用		
支払利息	21,995	
貸倒引当金繰入額	110,108	
上場関連費用	22,758	
その他	6,676	161,539
経常利益		**1,273,868**
特別利益		
固定資産売却益	18,084	
保険解約返戻金	20,896	38,981
特別損失		
固定資産除却損	1,883	1,883
税金等調整前当期純利益		**1,310,965**
法人税、住民税及び事業税	119,060	
法人税等調整額	344,447	463,507
当期純利益		**847,458**
親会社株主に帰属する当期純利益		**847,458**

連結株主資本等変動計算書

（2023年3月1日から
2024年2月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	80,000	－	3,489,538	△143,000	3,426,538
当期変動額					
新株の発行	25,573	25,573	－	－	51,146
新株の発行（新株予約権の行使）	25,842	25,842	－	－	51,684
剰余金の配当	－	－	△100,000	－	△100,000
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	847,458	－	847,458
自己株式の取得	－	－	－	△555,493	△555,493
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	51,415	51,415	747,457	△555,493	294,794
当期末残高	131,415	51,415	4,236,995	△698,493	3,721,332

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	15,758	7,324	23,083	462	3,450,084
当期変動額					
新株の発行	－	－	－	－	51,146
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	－	51,684
剰余金の配当	－	－	－	－	△100,000
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	847,458
自己株式の取得	－	－	－	－	△555,493
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,156	33,794	51,951	517	52,468
当期変動額合計	18,156	33,794	51,951	517	347,262
当期末残高	33,915	41,119	75,034	980	3,797,347

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　3社

ＪＲＣ　Ｃ&M株式会社

株式会社大成

東陽工業株式会社

（ＪＲＣ　Ｃ&M株式会社の完全子会社、当社孫会社）

連結範囲の変更

当連結会計年度において、新たに株式を取得したことにより東陽工業株式会社を新たに連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

吉艾希商事(瀋陽)貿易有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産・売上高・当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

吉艾希商事（瀋陽）貿易有限公司

持分法を適用しない理由

非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

東陽工業株式会社を除く連結子会社については、事業年度末日と連結決算日は一致しております。

東陽工業株式会社については、決算日が3月20日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4．重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の物……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産……評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・商品・仕掛品……主として総平均法による原価法
ただし、受注生産品は主として個別法による原価法

原材料……主として総平均法による原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	３～47年
機械装置及び運搬具	２～17年

無形固定資産……当社及び連結子会社は定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、翌期の賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

5．その他重要な会計方針に関する事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法	……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法	……数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法	……未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
④ 小規模企業等における簡便法の採用	……連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 収益及び費用に関する計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループは、コンベヤ部品事業、ロボットSI事業の各事業における製品及び商品の製造販売を主な事業内容としております。

コンベヤ部品事業における製品及び商品の販売については、顧客に引渡された時点において顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。また、製品及び商品の国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロボットSI事業におけるロボットシステムの販売については、顧客の動作確認を含む検収完了をもって、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客の検収時点で収益を認識しております。

当社グループでは、製品の製造販売に加え、工事の設計施工やメンテナンス等に係る事業を営んでおります。これらの工事契約等の一定の期間にわたり充足される履行義務は、工期がごく短期など重要性が乏しい工事等を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りにおいては、工事の進捗に応じて原価が発生することから、見積総原価に対する実際原価の割合（投入原価）によっております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。

製品販売における取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、売上割引等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、主に履行義務充足後の支払を要求しており、一部受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金を受領する場合があります。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から概ね一年以内に行われており、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

９年及び10年間の定額法により償却しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

単位（千円）

	当連結会計年度
繰延税金資産	51,902

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。

① 算出方法

繰延税金資産は、将来発生し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、将来減算一時差異のうち回収可能と判断される金額を計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積りや将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づいて判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は経営者の判断を伴うため、市場環境の変化、経営目標の未達により、翌期の業績に影響を与える可能性があり、そのいずれも繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　5,913,639千円

2．担保に供している資産及び担保付債務

建物	25,598千円
土地	206,842千円
計	232,440千円

短期借入金	182,200千円
長期借入金	190,158千円
計	372,358千円

3．受取手形裏書譲渡高、電子記録債権譲渡高

受取手形裏書譲渡高	880千円
電子記録債権譲渡高	49,844千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　12,824,860株

剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日定時株主総会	普通株式	100,000	158.48	2023年2月28日	2023年5月31日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	254,698	21.00	2024年2月29日	2024年5月29日

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,547,420株

金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、短期的な預金等に限定して実施しております。また、資金調達については、資金計画に基づき必要な資金を銀行等の金融機関より借入れております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては社内規則に基づき、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	115,234	115,234	－
資産計	115,234	115,234	－
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	3,480,158	3,480,158	－
負債計	3,480,158	3,480,158	－

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
関係会社出資金	17,340
出資金	4,616

金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	115,234	－	－	115,234
資産計	115,234	－	－	115,234

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	3,480,158	－	3,480,158
負債計	－	3,480,158	－	3,480,158

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位（千円）

	報告セグメント		合計
	コンベヤ部品事業	ロボットSI事業	
製品	7,291,239	483,620	7,774,859
商品	1,042,776	43,278	1,086,054
工事	422,405	189,973	612,379
顧客との契約から生じる収益	8,756,421	716,871	9,473,293
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	8,756,421	716,871	9,473,293

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5．その他重要な会計方針に関する事項 (2)収益及び費用に関する計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

単位（千円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,133,102
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,469,824
契約負債（期首残高）	44,919
契約負債（期末残高）	7,382

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識にともない取り崩されます。

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	313円01銭
１株当たり当期純利益	67円14銭

（注）当社は2023年６月16日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

（連結子会社間の吸収合併）

当社は2024年１月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるＪＲＣ Ｃ＆M株式会社（以下、ＪＲＣ Ｃ＆M）を吸収合併存続会社、同社の子会社で当社連結子会社（当社の孫会社）である東陽工業株式会社（以下、東陽工業）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本合併）を行うことを決議し、2024年３月1日付でＪＲＣ Ｃ＆M及び東陽工業は合併いたしました。

１．取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

吸収合併存続会社

結合企業の名称	ＪＲＣ Ｃ＆M株式会社
事業の内容	各種コンベヤの設計・製造・販売・メンテナンス

吸収合併消滅会社

被結合企業の名称	東陽工業株式会社
事業の内容	都市ごみ焼却設備関連品及びバイオマス発電設備関連品等の製造・販売

(2) 企業結合日

2024年３月1日

(3) 企業結合の法的形式

ＪＲＣ Ｃ＆M株式会社を存続会社、東陽工業株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ＪＲＣ Ｃ＆M株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併により、両社の経験・技術・ノウハウの融合、双方の顧客基盤を活用したクロスセル等によるシナジー創出を経営統合により加速し、収益力の強化及び経営の効率化を図ること等を目的としております。

２．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

貸　借　対　照　表

（2024年２月29日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,119,150**	**流動負債**	**2,358,250**
現金及び預金	714,384	支払手形	1,079,802
受取手形	522,293	買掛金	364,585
売掛金	1,530,195	１年内返済予定の長期借入金	470,000
電子記録債権	988,153	リース債務	60
商品及び製品	600,653	未払金	148,461
仕掛品	275,280	未払費用	92,104
原材料及び貯蔵品	168,502	未払法人税等	20,824
前渡金	27,219	契約負債	7,260
前払費用	33,235	預り金	10,111
関係会社短期貸付金	75,240	賞与引当金	94,891
未収還付法人税等	178,539	その他	70,149
その他	6,070	**固定負債**	**3,001,109**
貸倒引当金	△616	長期借入金	2,820,000
固定資産	**3,211,286**	長期未払金	171,900
有形固定資産	**2,004,122**	資産除去債務	9,209
建物	679,617	**負債合計**	**5,359,359**
構築物	18,534	（純資産の部）	
機械及び装置	332,889	**株主資本**	**2,936,181**
車両運搬具	28	**資本金**	**131,415**
工具、器具及び備品	45,410	**資本剰余金**	**51,415**
土地	912,503	資本準備金	51,415
建設仮勘定	15,138	**利益剰余金**	**3,451,844**
無形固定資産	**115,401**	利益準備金	20,000
ソフトウエア	42,927	**その他利益剰余金**	**3,431,844**
ソフトウエア仮勘定	60,059	特別償却準備金	27,444
のれん	12,271	別途積立金	2,000,000
その他	141	繰越利益剰余金	1,404,400
投資その他の資産	**1,091,762**	**自己株式**	**△698,493**
投資有価証券	115,234	**評価・換算差額等**	**33,915**
関係会社株式	246,180	その他有価証券評価差額金	33,915
関係会社出資金	17,340	**新株予約権**	**980**
関係会社長期貸付金	432,612	**純資産合計**	**2,971,077**
長期前払費用	11,082		
前払年金費用	71,650		
繰延税金資産	54,248		
その他	143,502		
貸倒引当金	△86		
資産合計	**8,330,437**	**負債・純資産合計**	**8,330,437**

損　益　計　算　書

（2023年3月1日から
2024年2月29日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**7,738,952**
売上原価		**5,170,611**
売上総利益		**2,568,340**
販売費及び一般管理費		**1,616,900**
営業利益		**951,440**
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,540	
為替差益	130,814	
スクラップ売却益	23,586	
その他	6,061	168,002
営業外費用		
支払利息	21,995	
貸倒引当金繰入額	110,108	
上場関連費用	22,758	
その他	6,676	161,539
経常利益		**957,903**
特別利益		
固定資産売却益	18,032	
保険解約返戻金	8,892	26,925
特別損失		
固定資産除却損	1,883	1,883
税引前当期純利益		**982,944**
法人税、住民税及び事業税	5,130	
法人税等調整額	351,992	357,122
当期純利益		**625,822**

株主資本等変動計算書

（2023年3月1日から
2024年2月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	80,000	－	－	20,000	40,498	431	2,000,000	865,092
当期変動額								
新株の発行	25,573	25,573	25,573	－	－	－	－	－
新株の発行（新株予約権の行使）	25,842	25,842	25,842	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△100,000
特別償却準備金積立	－	－	－	－	8,972	－	－	△8,972
特別償却準備金取崩	－	－	－	－	△22,027	－	－	22,027
圧縮積立金取崩	－	－	－	－	－	△431	－	431
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	625,822
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	51,415	51,415	51,415	－	△13,054	△431	－	539,307
当期末残高	131,415	51,415	51,415	20,000	27,444	－	2,000,000	1,404,400

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価差額金合計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	2,926,023	△143,000	2,863,023	15,758	15,758	462	2,879,244
当期変動額							
新株の発行	－	－	51,146	－	－	－	51,146
新株の発行(新株予約権の行使)	－	－	51,684	－	－	－	51,684
剰余金の配当	△100,000	－	△100,000	－	－	－	△100,000
特別償却準備金積立	－	－	－	－	－	－	－
特別償却準備金取崩	－	－	－	－	－	－	－
圧縮積立金取崩	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	625,822	－	625,822	－	－	－	625,822
自己株式の取得	－	△555,493	△555,493	－	－	－	△555,493
株主資本以外の項目の当期変動額	－	－	－	18,156	18,156	517	18,673
当期変動額合計	525,821	△555,493	73,158	18,156	18,156	517	91,832
当期末残高	3,451,844	△698,493	2,936,181	33,915	33,915	980	2,971,077

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子　会　社　株　式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の物……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、受注生産品は個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～47年
機械及び装置	２～17年
工具、器具及び備品	２～20年

無形固定資産……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……均等償却しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞　与　引　当　金……従業員の賞与の支払に備えるため、翌期の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金（前 払 年 金 費 用）……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、当事業年度末では、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

4．収益及び費用に関する計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、コンベヤ部品事業、ロボットSI事業の各事業における製品及び商品の製造販売を主な事業内容としております。

コンベヤ部品事業における製品及び商品の販売については、顧客に引渡された時点において顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。また、製品及び商品の国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロボットSI事業におけるロボットシステムの販売については、顧客の動作確認を含む検収完了をもって、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客の検収時点で収益を認識しております。

当社では、製品の製造販売に加え、工事の設計施工やメンテナンス等に係る事業を営んでおります。これらの工事契約等の一定の期間にわたり充足される履行義務は、工期がごく短期など重要性が乏しい工事等を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りにおいては、工事の進捗に応じて原価が発生することから、見積総原価に対する実際原価の割合（投入原価）によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。

製品販売における取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、売上割引等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、主に履行義務充足後の支払を要求しており、一部受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金を受領する場合があります。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から概ね一年以内に行われており、重要な金融要素は含んでおりません。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

単位（千円）

	当事業年度
繰延税金資産	54,248

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 繰延税金資産の回収可能性 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1.有形固定資産の減価償却累計額　5,237,887 千円

2.関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。

短期金銭債権　7,136 千円

短期金銭債務　12,630 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高　19,669 千円

仕入高　181,252 千円

その他　13,309 千円

(2) 営業取引以外による取引高　5,300 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　696,360株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
長期未払金	52,567 千円
賞与引当金	29,017 千円
商標権	10,376 千円
未払事業税	5,337 千円
その他	22,534 千円
繰延税金資産小計	119,832 千円
評価性引当額	△1,762 千円
繰延税金資産合計	118,070 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,939 千円
特別償却準備金	△12,089 千円
前払年金費用	△21,910 千円
未収還付事業税	△14,866 千円
その他	△15 千円
繰延税金負債合計	△63,822 千円
繰延税金資産純額	54,248 千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に、車両運搬具の一部についてはオペレーティングリース契約により使用しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ＪＲＣ Ｃ&Ｍ株式会社	(所有)直接 100.0(注)1	役員の兼任資金の貸付(注)2	資金の回収利息の受取	56,400 4,116	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	56,400 396,892

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.議決権等の所有(被所有)割合については、事業年度末の所有(被所有)割合を記載しております。
2.資金の貸付につきましては、市場金利及び調達金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表「収益認識に関する注記」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産　244円89銭
１株当たり当期純利益　49円58銭

(注) 当社は2023年６月16日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年４月17日

株式会社ＪＲＣ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保田　裕

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三宅　潔

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＪＲＣの2023年３月１日から2024年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＪＲＣ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

　その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年４月17日

株式会社ＪＲＣ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保田　裕

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三宅　潔

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＪＲＣの2023年３月１日から2024年２月29日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年３月１日から2024年２月29日までの第３３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年４月18日

株式会社ＪＲＣ 監査等委員会

常勤監査等委員 林 田 信 弘 印

監査等委員 引 地 健 児 印

監査等委員 橋 森 有 紀 印

(注)監査等委員引地健児及び橋森有紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市浪速区湊町一丁目２番３号
ホテルモントレ グラスミア大阪23階「パティオ リッチモンド」
TEL 06-6645-7111



交通

● ＪＲ線	**「JR難波」駅** から徒歩約１分
● 大阪メトロ四つ橋線	**「なんば」駅** 北改札口30番出口 直結
● 大阪メトロ千日前線	**「なんば」駅** 西改札から徒歩約１分
● 大阪メトロ御堂筋線	**「なんば」駅** 北西又は北南改札から徒歩約５分
● 阪神なんば線・近鉄難波線	**「大阪難波」駅** 西改札から徒歩約１分
● 南海線	**「なんば」駅** ３階北口又は２階中央口から徒歩約７分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

UD FONT
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

VEGETABLE OIL INK